



国海安第96号
平成25年12月26日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶区画規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶区画規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

1 改正の経緯

今般、IMOにおいて、安全帰港要件の強化及び防火対策の強化を目的として SOLAS 条約附属書改正案が採択され、また、南アフリカ南端海域における船舶による輻輳状態の解消を目的として LL 条約附属書改正案が採択された。これら附属書は平成26年1月1日に発効予定であり、我が国においても改正内容を担保するため、船舶区画規程等について所要の改正を行うこととしている。

今般、これらの改正に伴い、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2 改正の概要

- ① 一部旅客船に対する復原性計算機の設置等義務付け
 - 4-3 船舶区画規程
復原性計算機の設置等に係る詳細基準を規定
- ② RORO 区域等に設置する固定式高膨脹泡消火装置の技術基準を改正
 - 3-3 船舶消防設備規則 及び 3-1 船舶設備規程
固定式高膨脹泡消火装置の備付方法に関する詳細基準の改正
 - 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示
固定式高膨脹泡消火装置の性能に関する詳細基準の改正
- ③ 貨物区域における消防設備の設置が免除できる貨物を追加
 - 3-3 船舶消防設備規則
貨物区域における消防設備の設置が免除できる貨物として、省令において定められている「これらに類似する貨物」を追加
- ④ 危険物の運送中の措置を追加
 - 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則
危険物の運送中の措置として、液体化学薬品等を含む複数の液体ばら積み貨物を、航行中に混合もしくは化学反応を伴う生産を行うことを禁止する旨を追加

※ 1月1日施行の省令改正の内、南アフリカ南端海域における帯域境界線の変更については船舶検査心得改正の必要なし。